

売買取引条件設定（変更）届出書

令和 2 年 6 月 21 日

盛岡市長 谷藤 裕明 様

水産物部卸売業者  
盛岡水産株式会社  
代表取締役社長 菊池 一裕



盛岡市中央卸売市場業務規程第 46 条の規定に基づき、売買取引条件を設定（変更）したので届け出ます。

販 売 条 件 等	内 容
(1)営業日及び営業時間	営業日： ・日曜日（1月5日及び12月27日から30日までの日曜日を除く。）及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日から4日まで及び12月31日、臨時休業日を除く毎日。 ・臨時開業日 営業時間：午前零時から午後12時まで。
(2)取扱品目	・生鮮水産物及びこれらの加工品並びに調理済み冷凍食品
(3)生鮮食料品等の引き渡しの方法	・卸売場内に於いて行う
(4)委託手数料等	委託手数料： 手数料率：(1)産物及びその加工品 100分の5.5 (2)調理済冷凍食品 100分の5.0
委託者の費用負担	費用負担：(1)通信料、(2)運送料、(3)仕切金送料、 (4)保管料、(5)調整費、(6)その他

(5)生鮮食料品等の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法

- ・受託物品の卸売をしたときは、卸売をした日の翌日までに現金又は金融機関振込み。
- 但し、特約を締結したときは契約内容による。
- ・出荷者から生鮮食料品等を買受けたときは、当該出荷者と取り決めた期日までに現金又は金融機関振込み。

(6)売買取引に関して出荷者又は仲卸業者若しくは売買参加者その他の買受人に交付する奨励金

出荷者：なし  
仲卸業者、売買参加者：完納奨励金  
一般取引 交付率：2.5/1,000 以内  
延べ取引 交付率：2.0/1,000 以内